

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年2月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第68号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第40号）中第2条の規定の施行期日は、平成20年3月1日とする。

（建設局土木管理部放置車両対策課）